北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例 の施行に関する規則(平成24年北九州市規則第28号)の一部を次のように 改正する。

第3条を次のように改める。

## 第3条 削除

第19条を次のように改める。

(電子情報処理組織を使用した届出等)

- 第19条 条例第13条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う届出及び提出については、北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年北九州市規則第114号。以下「情報通信技術利用条例施行規則」という。)第4条の規定の例による。
- 2 条例第13条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行 う通知及び交付については、情報通信技術利用条例施行規則第5条の規定の 例による。
- 3 条例第13条第3項に規定する電磁的記録に記録されている事項又は当該 事項を記録した書類により行う縦覧及び閲覧については、情報通信技術利用 条例施行規則第6条の規定の例による。

第22条の見出し中「縦覧等」を「閲覧」に改め、同条第1項中「法第45条第1項第5号」を「第45条第1項第5号」に、「法第63条第5項」を「第63条第5項」に、「法第52条第4項及び法」を「第52条第4項及び第5項並びに」に、「書面の縦覧等」を「閲覧」に改め、同条第2項中「縦覧及び」を削り、「縦覧等」を「閲覧」に改める。

付 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。